

自動ランクアップに関する特約

第1条(用語定義について)

1. 自動ランクアップとは、当社の定める期間内における当社の定める当社発行の個人用カード（以下「対象カード」という）のカード利用額が 100 万円以上となった会員につき、会員による能動的な切替え申込み手続きを経ることなく当社が定める方法で対象カードを自動的にランクアップさせることをいう。
2. 本特約に特に定めていない用語・事項は、三井住友カード会員規約（以下「会員規約」という）の定めるところによります。

第2条(自動ランクアップの対象資格)

自動ランクアップの対象となる会員（以下「対象会員」という）は、次のいずれにも該当する会員に限ります。

- ① 当社が定める期間内における対象カードによるカード利用額が 100 万円以上であること
- ② 当社が定める審査基準を満たしていること

第3条(自動ランクアップの扱い)

1. 当社は、対象会員が前条の基準を充足していると判断した場合当社所定のカード切替え審査（以下「カード切替え審査」という）を行うことができるものとし、当該審査において当社が適当と認めた場合には前対象会員に対し、当社の指定するカードを発行し、これを貸与します。
2. 対象会員は、当社の定める期間中に自動ランクアップの適用を当社所定の方法で拒否することができます。ただし、当社の定める拒否申込期間内に拒否申込をしなかった場合は、対象会員は、自動ランクアップに承諾したものとみなします。

第4条(自動ランクアップにおけるカード切替え審査後の利用枠)

1. 自動ランクアップの対象となった場合、当社は対象会員のカード切替え審査を行い、対象会員のカードショッピング枠を定めます。
2. カード切替え審査承認後に、当社所定のカードショッピング利用枠の審査、ならびに、割賦利用枠およびキャッシング利用枠の審

査を行い、カードショッピング利用枠を増額し、割賦利用枠およびキャッシング利用枠を定めます。

第5条(会員規約の適用)

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとし、本特約と会員規約が矛盾抵触する場合には本特約を優先します。

以上

(2026 年 12 月制定)